



写

答申第 13 号

平成23年12月26日

青森県知事 三村 伸吾 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会長 石岡 隆



青森県土地開発公社及び青森県道路公社を情報公開及び個人情報保護の実施機関とすることについて（答申）

平成23年12月16日付け青総第551号で諮問のあったことについては、諮問内容のとおり実施するべきである。

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月18日 (第19回審査会)	○事務局から「情報公開制度の充実」に関する検討状況について説明を受けた。 ○意見交換を行った。
平成23年12月16日 (第20回審査会)	○知事から青森県土地開発公社及び青森県道路公社を情報公開及び個人情報保護の実施機関とすることについて諮問を受けた。 ○諮問事項の審議を行った。
平成23年12月26日	○知事に対して答申した。

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成23年12月26日現在)

写

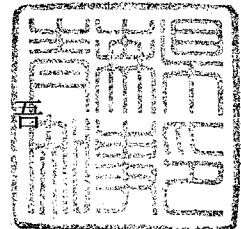
青総第551号

平成23年12月16日

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会長 石岡 隆司 殿

青森県知事 三村 伸



青森県土地開発公社及び青森県道路公社を情報公開及び個人情報保護の実施機関とすることについて（諮問）

現在、県では、情報公開制度及び個人情報保護制度のより一層の充実を図るため、青森県土地開発公社及び青森県道路公社について、両制度の実施機関とする方向で検討しています。

つきましては、下記事項について貴審査会の御意見を賜りたく、諮問します。

記

諮問事項

青森県土地開発公社及び青森県道路公社を情報公開及び個人情報保護の実施機関とすることについて

諮詢資料一覧

(青森県情報公開・個人情報保護審査会)

青森県土地開発公社及び青森県道路公社を情報公開及び個人情報保護の実施
機関とすることについて

資料1 公有地の拡大の推進に関する法律

資料2 地方道路公社法

資料3 青森県土地開発公社及び青森県道路公社の概要

資料4 土地開発公社及び地方道路公社に対する設立団体等の監督及び議会の
関与について

資料5 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（抜すい）

**青森県土地開発公社及び青森県道路公社を情報公開及び個人情報保護
の実施機関とすることについて**

- 1 青森県土地開発公社及び青森県道路公社を、情報公開条例の実施機関とする。

【改正が必要な理由】

- (1) 2公社は、いずれも、県の事務のうちの特定のものを合目的・効率的に執行させるために、公有地の拡大の推進に関する法律及び地方道路公社法という特別法に基づいて、県100%出資により設立された法人であり、当該特別法において、その設立目的及び業務が明確に規定され、設立団体（の長及び議会）による必要な管理監督の下に業務を執行する主体である。
- (2) 2公社は、その事務（業務）の全般において、特別法に基づいて、本来県が行うべき事務を県に代わって執行しているものと認められ、また、その役職員に対しみなし公務員規定が適用され、その公共性が保護・担保されているものであり、県が執行する場合と同様の公共性が認められているものである。
- (3) 現在、25府県において、地方三公社を実施機関とするという状況があることや、国においても、特別法に基づいて設立され政府と一定の関係がある特殊法人のうち特定のものについて、政府と同様に実施機関とされていること（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律により日本銀行、日本年金機構など）からすると、情報公開の制度としては、地方三公社を実施機関とすることについての要請は相当程度あると判断すべき社会状況にあると認められるところである。この要請に対応し、情報公開条例の目的を達成するためには、2公社について、情報公開条例の実施機関とすることが適当である。
- (4) 2公社については、上記(1)及び(2)のとおり設立目的、設立者（出資者）、事務（業務）の範囲や公共性、管理監督等の県の関与などから、「いわば地方公共団体の分身といるべきものである」との評価がされているところであり、法律上、実質的に県の行政を（県に代わって）執行する主体であると明らかに認められることから、県の執行機関と同一の情報公開制度を適用する合理的な理由があり、かつ、これまで情報公開条例の努力義務に基づいて、自主的に県の執行機関と同様の情報公開制度を実施してきている実態に照らして、2公社に対して、県の執行機関と同一の情報公開制度を適用して、県民等からの開示請求に対応し情報公開条例の基準により開示義務を課

することとしても、これまでの実質・実態を大きく変更しない限りは、過度な負担を強いる義務付けにはならないものと思料されることから、相当性を逸脱することはなく、違法となるものではない。

- (5) 以上から、情報公開制度のより一層の充実を図るため、2公社を情報公開条例の実施機関に組み入れることとする。

【全国の状況】

平成23年9月時点で20府県において実施機関とし、平成24年度から実施機関とする予定が2県で、計22府県（うち東北では岩手県、宮城県）において実施機関とするほか、3県で実施機関とする方向で検討を行っている。

2 1は、平成24年4月1日から実施し、平成13年1月1日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。

【理由】

2 公社は、情報公開条例の努力義務に基づき、平成13年1月1日以後に作成し、又は取得した文書等について、県に準じた情報公開制度を実施していることから、当該文書等を対象とする。

3 青森県土地開発公社及び青森県道路公社を、個人情報保護条例の実施機関とする。

【理由】

情報公開制度と個人情報保護制度は対になる制度であることから、情報公開条例の実施機関とするのと同様に、2公社を個人情報保護条例の実施機関に組み入れることとする。